

り、関東の上空空域の更なる交通混雑が見込まれることから、RNAV及び新システム等の導入による関東空域の再編を行うための計画的検討を実施した。

空域の有効活用

米軍、自衛隊との連携を強化し、自衛隊訓練試験空域、米軍空域を訓練等に使用していない場合に民間航空機が飛行するための調整を開始し、訓練空域を通過する航空路を設定するとともに、管制官の指示に基づき訓練空域等を民間航空機が飛行することが可能となった。

航空会社に交通状況を共有するための専用端末を設置し、航空機が混雑空域を迂回する等、航空機の遅延削減のための調整を実施した。

3 空港の整備

成田国際空港については、増大する国際航空需要に対応するため、北伸による平行滑走路の2,500メートル化の整備に着手するとともに、旅客ターミナルビルの改修等空港施設の能力増強を行った。

東京国際空港の沖合展開事業については、第2旅客ターミナル南側部のエプロン整備等を実施した。

また、同空港に新たに4本目の滑走路等を整備する再拡張事業について、平成19年3月30日に本格着工するとともに、PFI手法を活用した国際線地区整備事業に係る事業者選定手続及び事業契約を実施し、各事業者が実施設計を行っている。

また、既存施設の空港能力、利便性、安全性を図る機能向上事業について、高速脱出誘導路等の整備を行った。

関西国際空港の二期事業については、施設整備を2本目の滑走路の供用に必要不可欠なものに限定して行うこととし、平成18年度は、17年度に引き続き限定供用に必要な施設整備を行った。

一般空港等については、滑走路の延長等として、継続事業7空港の整備を行ったほか、各空港において、空港機能を保持するための整備等を行った。

また、航空輸送サービスの質の向上を図り、国際競争力の強化、観光立国の実現等に資するため、「航空サービス高度化推進事業」を実施し、就航率の向上等既存空港の機能の高度化や空域・航空路の抜本的な再編等運航効率の向上を推進するとともに、重点戦略の展開、物流機能の高度化、ユニバーサルデザインの推進、空港を核とした観光交流の促進に取り組んだ。

4 空港・航空保安施設の災害対策の強化

東京国際空港の誘導路の一部を耐震化したほか、大規模地震発生時に求められる、円滑な緊急救命活動や緊急物資の輸送、航空ネットワークの維持、具体的な耐震対策等について「地震に強い空港のあり方検討委員会」を開催し検討した。また、安全な空港運用への活用のため、一部の空港に多機能型地震計の導入を行った。

第2節 航空機の安全な運航の確保

1 航空運送事業者等に対する監督体制の強化

航空会社に対する監視・監督体制の充実・強化を図るため、国土交通省においては、20人規模の監査専従部門を新設し、専門的かつ体系的な安全監査を実施した。

また、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築状況を国が評価する「運輸安全マネジメント評価」を導入した。

2 予防的安全行政への転換

航空会社における安全意識の浸透と安全風土の構築によりヒューマンエラーによる事故やトラブルの発生を防止すること等を目的として、航空法（昭27法231）を一部改正し、航空会社に対する安全管理規程の作成、安全統括管理者の選任の義務付け等を行ったほか、航空安全に係る情報を幅広く収集・分析するために、事故や重大インシデント以外の安全上のトラブルの国への報告を義務付けることとした。

3 航空従事者の技量の充実等

航空機操縦士の養成は、独立行政法人航空大学校のほか、国土交通大臣が指定する指定航空従事者養成施設及びその他の民間の養成機関によって行われている。

操縦士の自社養成を実施している航空運送事業者に対し、操縦士の質を確保するよう指導している。

操縦士のコミュニケーション能力向上のため航空英語能力証明制度を導入した。

航空機乗組員に対する身体検査基準について、最新の医学的知見の取り入れ、国際標準との整合性確保、航空業務の観点からの基準の明確化等を踏まえた見直しを行い、当該基準の改正を行った。

航空機乗組員の身体検査を行う国土交通大臣の指定する医師及び医療機関等に対しては、講習会を通じ判定基準の統一的な運用を指導するとともに、航空運送事業者等に対しては、航空機乗組員の日常の健康管理を十分行うよう指導している。また、航空運送事業者に対し、航空従事者等に安全に関する情報を周知徹底させ、安全意識の高揚を図るよう指導している。

4 航空保安職員の教育の充実

航空保安大学校は、航空保安要員の研修施設として、航空保安大学校本校（東京都大田区）において新規採用職員に対する航空保安業務の基礎教育を行っている。また、岩沼研修センター（宮城県岩沼市）において既に航空保安業務に従事している職員に専門的な知識及び高度な技能を習得させるための研修を行っており、著しく変革を続ける航空技術に対応した研修内容の充実に努めた。

平成18年度は、老朽化・狭あい化している航空保安大学校の移転整備（PFI事業）を進めた。また、岩沼研修センターの研修教材について、研修効果の向上を図るための性能向上及び機器更新を進めた。

5 外国航空機の安全の確保

我が国に乗り入れている外国航空機に対する立入検査（ランプ・インスペクション）を実施し、外国航空機の安全性を確認するとともに、問題点が発見

された場合には、当該航空機の所属する外国政府に通知する等所要の措置を講じた。なお、平成17年度には、39か国の74社を対象に104機の検査を実施した。

6 小型航空機等の事故防止に関する指導等の強化

小型航空機の事故原因についてみると、操縦操作や判断が不適切なもの、気象状態の把握が不適切なもの、出発前の確認が不適切なもの等人為的な要因によるものが多い。このような小型航空機の事故の防止を図るため、法令及び安全関係諸規程の遵守、無理のない飛行計画による運航、的確な気象情報の把握、操縦士の社内教育訓練の充実等を内容とする事故防止の徹底を指導するとともに、小型航空機の運航者が安全運航のために留意すべき事項等をホームページに掲載している。また、小型航空機を運航することの多い自家用操縦士に対しては、操縦士団体等が開催する安全講習会への参加を呼びかけるとともに、講師の派遣等安全講習会への積極的な支援を行っている。

7 スカイレジャーに係る安全対策の推進

超軽量動力機、パラグライダー、スカイダイビング、滑空機、熱気球等のスカイレジャーの愛好者に対し、日本航空協会、関係スポーツ団体等を通じた安全教育の充実、航空安全に係る情報公開、「スカイ・レジャー・ジャパン」等のイベントの機会等を活用して、スカイレジャーに係る安全対策の充実・強化を図った。

8 危険物輸送の安全基準の整備

危険物の輸送量の増加及び輸送物質の多様化に対応すべく、国際民間航空機関（ICAO）及び国際原子力機関（IAEA）における危険物輸送に関する安全基準の整備強化についての検討に積極的に参画した。

また、危険物の安全輸送に関する講習会を通じて知識の普及を図るとともに、航空運送事業者等については、危険物輸送従事者に対する社内教育訓練の指針を示し、実施の徹底を指導した。

9 航空事故等原因究明及び体制の強化等

航空・鉄道事故調査委員会は、航空事故及び航空事故の兆候（重大インシデント）の原因究明を行うことにより、航空事故の防止に寄与することを目的としており、航空事故等が発生した場合には、飛行の状況、航空機の構造・性能、乗組員の知識・技能、気象、航空保安施設等の状況等について多角的な事実調査を行うとともに、必要な試験や研究を行い、これらの結果を総合的に解析して報告書を公表している。

また、航空事故調査官の研修、海外機関との情報交換等を充実し、事故等調査能力の向上に資するとともに、調査研究機器の整備を行い航空事故調査体制の充実を図っている。

徴 航空交通に関する気象情報等の充実

気象情報等の充実

航空交通に影響を及ぼす自然現象を的確に把握し、適時・適切に飛行場予報・警報、空域を対象とする気象情報、航空路火山灰情報等の航空気象情報の適時・適切な発表及び関係機関への迅速な伝達に努めた。

運航情報等の充実

空港情報（使用滑走路、進入方式、気象情報等）、飛行中の航空機から報告があった情報等を体系的に整理・蓄積したデータベース等を利用して、運航者及び関係機関に対して航空機の運航に必要な情報の提供を行った。

第3節 航空機の安全性の確保

1 航空機、装備品等の安全性を確保するための技術基準等の整備

航空機の安全性の向上を図るため、我が国の航空機の製造・運航により蓄積された経験を通じて得た知見を生かし、国際民間航空機関（ICAO）に定める標準の策定活動や国際会議等に積極的に参画して我が国の意見を反映した。また、これらの場で策定されたICAOに定める標準の制定状況、航空機技術の進展等に対応し、航空機及び装備品の安全性に関する技術基準等を強化することにより、安全性の向上に努めた。

2 航空機の安全性に係る情報の収集、処理体制の充実等

航空事故の防止に役立てるため、航空機の安全性に関する情報の電算化を推進するとともに、外国の耐空性管理当局及び航空機製造者とも情報交換を密にし、耐空性改善通報の発行等、速やかに適切な措置を講ずることができるよう体制を整えた。

また、耐空性改善通報の一覧に加え、航空安全に関する技術基準等についてホームページ上で公開するなど情報公開の一層の充実を図った。

3 航空機の検査体制の充実

航空機検査官の質的向上を図るため、研修制度を拡充し、企業や外国の研修への参加など内容の強化を図った。

4 航空機の整備審査体制の充実

耐空証明を受けた航空機が、その構造、強度、性能等の面で常に良好な状態を維持するためには、航空機の使用自らが日常から整備作業を適切かつ確実に実施することが必要不可欠である。特に不特定多数の乗客の安全に係る航空運送事業者においては、整備の具体的な方法を整備規程に定め、国土交通大臣の認可を受けた上で航空機の整備を行っている。

航空運送事業者の整備体制に係る審査として、整備規程の認可に係る審査のほか、新規参入や新たな基地の追加、新機種導入時等に行う運航開始前の検査、定期的又は随時の安全性確認検査の実施、定例連絡会議の開催、航空機のイレギュラー運航・故障等に係る機材不具合情報の収集等を行っており、これらを通じて的確に指導・監督を行った。

また、機材不具合に起因したトラブルに対応するため、その原因究明と再発防止を航空運送事業者